

日本国農林水産省、中華人民共和国農業農村部及び大韓民国農林畜産食品部間の
農村活性化における農業協力に関する覚書
(仮訳)

日本国農林水産省、中華人民共和国農業農村部及び韓国農林畜産食品部（以下「当事者」という。）は、

農村活性化が、農業関連産業の繁栄や農村の活力低下の防止だけでなく、農村文化を維持し、また、人類及び自然の調和的共存を促進する農村の新たな発展方法を生み出すことを認識し、

グリーン農業発展及び農村産業の統合は、前者は哲学として、後者は農村活性化の手段として農村活性化の重要な構成要素であることを認識し、

農村活性化における 3 か国間の緊密な協力を通じ、3 か国は、困難を避けるための最善の経験を共有するだけでなく、農業協力の範囲を拡大することができることを考慮し、

以下の認識に到達した。

I. 当事者は、以下の原則に従って農村活性化における農業協力を強化する。

1. 全ての協力活動は、透明かつ持続可能な方法によって、平等、互惠及び相互利益の原則に基づいて行われる。
2. 全ての協力活動は、各国の国内法令に従い、各国のいかなる機関や個人との間の既存の協力関係に影響を与えない。当事者は新たな分野での協力を模索し、重複的な活動を避けるようにする。
3. 全ての協力活動は、可能な限り他の国際機関の活動を支援するか、他の国際機関の活動と協調して実施される。
4. 当事者は、定期的に事務レベルの協議を開催する。

II. 本協力覚書に基づく農業協力の分野は、以下を含むことができるが、事務レベルの協議で決定される。

1. 農村発展政策の共有
2. 農村の産業統合等農村の産業発展の経験の共有及び双方向の投資に関する協力の促進
3. 農業設備、農産物の品質と安全性及び農業科学イノベーションに関する情報の共有
4. 農産物のブランドの育成に関する経験の共有
5. 小規模農家の発展に関する経験の共有
6. 農村資源の持続可能な利用と農村エコシステムの保全
7. 世界農業遺産及び農村観光を含む農村文化交流

III. 本協力覚書の下での農業協力の形態は、次の事項を含むことができるが、事務レベルの協議で決定される。

1. 政策に関する情報を交換し、経験を共有すること。当事国は、農村活性化に関する国際ワークショップ、生態系及び環境にやさしい農村産業の発展に関する相互学習を含む活動の範囲を

編成することを検討する。

2. 農村地域の農業技術者の能力開発を強化するとともに、農村の青年指導者の相互訪問を実施すること。
 3. 経済界に対し、交流と協力の実施及び農業近代化のための農業への投資を促すこと。
 4. 必要な運営能力を有する非政府シンクタンク間の交流を支援すること。
- IV. 本協力覚書の下での協力活動の実施に起因するあらゆる疑義は、友好的な協議を通じて当事国で解決される。
- V. 本協力覚書の下での協力は、本協力覚書への署名の日に開始され、5年間継続する。当事者は、本協力覚書の下での協力の期間を延長するかどうかを5年ごとに見直し、決定する。
- VI. 当事者は、本協力覚書の下での協力の期間の終了前に、本協力覚書の下での協力の終了を相互に決定することができる。
- VII. 本協力覚書は、当事者間の同意により変更することができる。
- VIII. 本協力覚書は、法的拘束力を有することを意図していない。
- 2018年11月10日に北京にて英文で3通に署名された。

日本国農林水産省

中華人民共和国農業農村部

大韓民国農林畜産食品部